

地方独立行政法人大阪市博物館機構 施設整備(施設整備計画策定・設計・監理等)業務委託に関する 覚書(案)

地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「甲」という。）と甲が実施する地方独立行政法人大阪市博物館機構施設整備（施設整備計画策定・設計・監理等）に関する業務委託指定登録事業者である〇〇〇（以下「乙」という。）の業務（以下「本業務」という。）について、次のとおり覚書（以下「本覚書」という。）を締結する。

第1条（目的）

本覚書は、本業務の実施にあたり必要な事項を定めることにより、業務の速やかな進捗を図り、甲が保有する博物館、美術館施設の整備を適切かつ確実に実施することを目的とする。

第2条（本業務の範囲）

本業務における具体的な事項については下記のとおりとする。

- （1）甲が中長期の施設整備計画を策定・更新するにあたり必要となる支援
- （2）施設整備計画に基づいた改修相談・方法検討、概算算定
- （3）甲が実施する施設整備に関する工事又は業務委託の発注支援
 - ・ 工事設計図書の作成、数量積算、設計金額の算出、設計変更への対応等
- （4）工事監理業務
- （5）その他甲が施設整備を実施するにあたり必要となるアドバイス等の支援

第3条（本業務に係る契約及び費用）

- 1 前条の業務については、乙から甲に見積書を提出し協議のうえ、業務委託契約を締結する。
- 2 前項に係る業務委託料については、甲が定める算定基準に従い業務委託契約ごとに算定する予定価格に別表の落札率を乗じた金額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した金額とする。
- 3 甲は、業務にかかる費用以外は負担しない。

第4条（契約業務の再委託）

乙は契約業務を再委託する場合、書面により甲に届け出るものとし、本件業務の総合的企画、業務遂行管理及び業務の手法の決定等を第三者に再委託出来ない。なお、乙は当該第三者に対し、本覚書における乙の義務と同等の義務を遵守させ、その行為について一切の責任を負う。コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を含む）、トレース、資料整理、透視図作成等の簡易な業務を第三者に再委託する場合の届出は不要とする。

第5条（覚書期間）

- 1 本覚書の期間は、締結日から令和12年3月31日までとする。
- 2 甲及び乙は、相手方に本覚書に規定された重大な違反があると認めた場合、30日間の期間を定めてその是正を勧告し、その期間内に是正されないときは本覚書を解除することができる。

第6条（機密保持）

- 1 機密情報とは、有形無形を問わず、本覚書に関連して甲から乙へ提供された営業上、技術上、人事上その他すべての情報を意味する。
- 2 乙は甲から提供された機密情報について、善良なる管理者の注意をもってその機密を保持するものとする。
- 3 乙は機密情報について、本覚書の目的の範囲内のみで利用できるものとし、複製、改変が必要なときは、事前に甲から書面による承諾を受けなければならない。
- 4 本条の規定は、本覚書の期間満了後又は本覚書解除後も有効に存続する。

第7条（反社会的勢力の排除）

- 1 甲は、乙が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。）に該当し、又は、反社会的勢力と以下の各号の一にでも該当する関係を有することが判明した場合には、何らの催告を要せず、本覚書を解除することができる。
 - （1）反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき
 - （2）反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - （3）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき
 - （4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
 - （5）その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して以下の各号の一にでも該当する行為をした場合には、何らの催告を要せず、本覚書を解除することができる。
 - （1）暴力的な要求行為
 - （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
 - （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - （4）風説を流布し、偽計又は威力を用いて甲の信用を棄損し、又は甲の業務を妨害する行為
 - （5）その他前各号に準ずる行為
- 3 乙は、乙又は乙の下請若しくは再委託先業者（下請又は再委託契約が数次にわたるときには、その全てを含む。以下同じ。）が第1項に該当しないことを確約し、将来も同項若しくは前項各号に該当しないことを確約する。

- 4 乙は、その下請又は再委託先業者が前項の規定に違反することが本覚書締結後に判明した場合には、ただちに本覚書を解除し、又は本覚書解除のための措置を取らなければならない。
- 5 乙が前2項の規定に違反した場合には、甲は本覚書を解除することができる。
- 6 乙は、乙又は乙の下請若しくは再委託先業者が、反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、これを拒否し、又は下請若しくは再委託先業者をしてこれを拒否させるとともに、不当介入があった時点で、速やかに不当介入の事実を甲に報告し、甲の捜査機関への通報及び甲への報告に必要な協力を行うものとする。
- 7 乙が前項の規定に違反した場合には、甲は何らの催告を要せず、本覚書を解除することができる。
- 8 甲が本条各項の規定により本覚書を解除した場合には、乙に損害が生じて甲は何らこれを賠償ないし補償することは要せず、また、かかる解除により甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償するものとする。

第8条（業務実施における協力）

甲及び乙は本業務を進めるにあたり疑義等が生じた場合は、互いに協議し解決に取り組み、業務を円滑に進捗させるため、協力する義務を負うものとする。

第9条（紛争の解決）

- 1 この覚書に関して甲乙間で紛争が生じた場合には、訴えの提起又は民事調停法に基づく民事調停の申立てを行うことができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、協議のうえ、仲裁合意書に基づいて、仲裁の申立てを行うことができる。

第10条（定めのない事項）

本覚書に定めのない事項又は本覚書に関し疑義を生じた事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 大阪市中央区大手前 4 丁目 1 番 32 号
地方独立行政法人大阪市博物館機構
理事長 真鍋 精志

⑨

乙

⑨

別表

第3条2項に係る落札率は、下記のとおりとする。

改修工事に関する設計業務	建築(A)	%
	機械(B)	%
	電気(C)	%
改修工事に関する工事監理業務	建築(D)	%
	機械(E)	%
	電気(F)	%

落札率は「%」を単位として、その小数点第2位以下を切り捨てた値とする。